

第2節 道路橋梁総務費

1. 概要

道路橋梁総務費は主に「測量委託」、「道路台帳整備事業」、「地籍調査事業」、「違反看板、不法広告物除去事業」、「道路橋梁管理事務費」の5つからなる。

(1) 過去3年間の予算の推移

道路橋梁総務費の平成27年度から平成29年度の3ヶ年の当初予算額は次の表のとおりである。

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
測量委託	36,406,000	35,920,000	42,896,000
道路台帳整備事業	37,705,000	88,035,000	142,166,000
地籍調査事業	64,690,000	48,671,000	33,850,000
違反看板、不法広告物除去事業	14,708,000	15,003,000	13,681,000
道路橋梁管理事務費	9,866,000	9,256,000	9,194,000
*まちなみ維持課事務費	59,025,000	-	-
道路橋梁総務費計	222,400,000	196,885,000	241,787,000

*平成27年度までは地域基盤整備課は、まちなみ維持課の名称で各課の事務費は道路橋梁総務費に含まれていた。

過去3ヶ年では道路台帳整備事業の事業費が増加しているが、その他の事業では大きな事業費の変動はない。

(2) 平成29年度の予算と執行額

平成29年度の予算現額と執行額は次の表のとおりである。

(単位：千円)

	予算現額	執行額	不用額	執行率
測量委託	42,896	41,099	1,796	95.81%
道路台帳整備事業	142,166	129,578	12,587	91.15%
地籍調査事業	33,850	29,387	4,462	86.82%
違反看板、不法広告物除去事業	13,681	13,117	563	95.88%
道路橋梁管理事務費	9,194	8,469	724	92.12%
道路橋梁総務費計	241,787	221,652	20,134	91.67%

各事業の平成 29 年度の詳細な執行額は次のとおりである。

1) 測量委託

・境界調査、私道寄付測量及び確定等 35 件 41,099,320 円

2) 道路台帳整備事業

補正図面作成 34,752m 補正図面データ作成 48,378m	96,860,880 円
京急線の連続立体交差事業に伴う道路台帳平面図	12,636,000 円
道路台帳平面図作成 14,456m	12,457,664 円
道路管理支援システム端末機器賃借料	5,000,616 円
道路管理支援システム端末機器点検整備等	2,623,544 円

3) 地籍調査事業

地籍調査委託 街区調査 0.39 km ²	26,454,736 円
消耗品等需用費、備品購入費、負担金等	2,932,425 円

4) 違反看板、不法広告物除去事業

・立看板・はり札撤去作業委託 13,117,140 円

5) 道路橋梁管理事務費

道路管理センター負担金	6,909,000 円
消耗品等需用費、事務機器賃借料等	1,560,908 円

2. 測量委託

(1) 概要

測量委託の業務内容としては次のような業務を行っている。

1) 官民の道路境界の復元相談、測量委託

区では道路と民地との所有境界を確認した境界図 都確定分約 8,000 件、区確定分約 8,000 件の計約 16,000 件を保管している。

その中で、主に測量会社であるが民間から、道路境界の復元相談を受け、特に座標がない古い確定図や復元性が困難な図面について、測量委託をして復元図面を作成する。

2) 各基盤整備課及び建設工事課からの境界復元測量依頼

上記各課から、道路工事を行う際に、道路構造物（L形側溝やU字側溝等）が民有地を越境しないように道路境界の確認依頼がなされる。境界確定している場合には、境界線を自ら測量するか測量委託し復元する。

3) 民有地の寄付や無償使用及び水路等払下げによる測量・図面作成、登記委託

民有地を道路として寄付又は無償使用する場合や水路等の払下げをする場合には、当該箇所の測量、図面作成、所有権移転等の登記資料作成を測量委託する。

4) 境界標や測量機材の管理及び購入

区の道路境界に設置する境界石や境界プレートの購入や自ら測量する際に使用する測量機器等の管理を行う。

(2) 歳出内容

測量委託の平成29年度の歳出内容は次の表のとおりである。

(単位：円)

	予算現額	支出済額	不用額	執行率
一般需用費	1,339,000	1,040,040	298,960	77.67%
役務費	37,000	33,480	3,520	90.49%
委託料	41,520,000	40,025,800	1,494,200	96.40%
計	42,896,000	41,099,320	1,796,680	95.81%

委託料は境界測量と明示測量に予算を分けて立てられており、それぞれの予算と執行額、執行率は次の表のとおりである。

(単位：円)

	予算	執行額	執行率	残額
境界測量	16,200,000	15,707,816	97.0%	492,184
明示測量	16,100,000	14,997,595	93.2%	1,102,405
計	32,300,000	30,705,411	95.1%	1,594,589

(3) 境界測量

境界測量委託の契約は、一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会と平成29年4月1日に単価契約を締結している。

境界測量委託仕様書によると、次の17の工種が定められている。

①境界調査

本区が管理する大田区道（認定外道路を含む。）、水路敷区有通路等の土地境界を調査すること。

②境界確認

土地境界関係資料により土地境界点を逆打ちし、隣接土地所有者との現地立会協議により土地境界の確認を経て、土地境界図を作製する。

③分筆登記

本区有地の分割や、本区有地への所有権移転を前提としての、民有地分割等の土地分筆登記手続きを嘱託登記するものである。

④合筆登記

分筆登記の前提として嘱託登記するものである。

⑤表題変更登記

分筆登記、合筆登記の前提として所有者に係る表題変更（更正）登記を嘱託登記するものである。

⑥登録免許税

登録免許税法で定める額を法務局に納付する。

⑦土地表題登記

本区が、道路、水路敷等の管理上必要を生じた場合に当該地の土地表題登記を嘱託登記するものである。

⑧地籍更正登記

本区の所有する土地につき、登記面積と確定面積に差があり、訂正を必要とした場合に嘱託登記するものである。

⑨地目変更登記

本区の所有又は使用する土地の地目に変更を生じた場合に嘱託登記するものである。

⑩登記所実地調査立会

登記に伴い、登記官と現地立会を行う場合に適用する。

⑪図面作成

本区が必要とする図書を作成するものである。

⑫境界標石・金属標設置

本区が管理する区域と隣接地との土地境界を明確にするため、標石・金属標を設置するものである。また必要に応じて既設標石の撤去処分にも適用する。

⑬調印

境界確認立会后、土地所有者より合意のため署名及び押印を得るものである。

⑭復元測量

本区が管理する特別区道（認定外道路を含む）、水路敷区有通路等の土地境界

を現地に復元するものである。

⑮基準点測量（4級基準点相当）

本区が管理する公共基準点に結合させて、これから測量すべき道路・水路敷内に基準点を標示するものである。

⑯地図（公図）訂正

道路・水路を対象とする、主に錯誤による地図（公図）の訂正を嘱託登記する。

⑰交通誘導員

各種作業を行うに当たって、現道交通への支障を最小限に留めるとともに作業の安全を確保する。

(4) 明示測量

明示測量委託の契約は、株式会社中庭測量コンサルタント、株式会社協立コンサルタント、株式会社ヤチホ 大田営業所、株式会社日測 大田営業所の4社といずれも平成29年4月1日に単価契約を締結している。

明示測量委託仕様書によると、次の11の工種が定められている。

①明示測量

道路工事や建築工事等に先立って、本区が管理する道路・水路等の区域線を資料等に基づいて、速やかに現地に明示し、関係者その他と立会うものである。

②基準点測量（4級基準点相当）

本区が管理する公共基準点に結合させて、これから測量すべき道路・水路敷内に基準点を標示するものである。

③境界標石・金属標設置工

本区が管理する道路区域等を明確にするため、区境界標石・区金属標を監督員の指示により設置するものである。

④調査図製工

本区が必要とする測量関係者を、その目的に照らして現地調査・測量を行い作製する。

⑤調整計算図補正

主に道路境界立会確認により確定した土地境界線の位置と、道路台帳調整計算図の位置との間に生じた差異の補正を行う。

⑥区域線調査

本区が管理する道路、水路等の管理区域線を調査する。

⑦窓口用図面装丁

法務局様式の地籍測量図で境界確定された図面を道路境界図として閲覧に供するため窓口用図面を作成するものである。

⑧交通誘導員

各種作業を行うに当たって、現道交通への支障を最小限に留めるとともに作業の安全を確保する。

⑨現況調査

各種手続きに用いられる現況実測平面図を作成する。

⑩基準点測量（2級基準点相当）

電子基準点、一～四等三角点、1～2級基準点等の既知点を基に、原則として結合多角方式による基準点測量を行い、本区が管理する屋上点の2級基準点を設置・復旧するものである。

⑪基準点測量（3級基準点相当）

電子基準点、一～四等三角点、1～2級基準点等の既知点を基に、結合多角方式又は単路線方式による基準点測量を行い、本区が管理する3級基準点を設置・復旧するものである。

(5) 監査の結果

1) 境界測量

境界測量は平成29年度において次の表のとおり16か所で測量が行われている。

	測量箇所	委託内容	工期	金額(単位：円)
1	山王一丁目25番先外1	図面作成・復元測量	8/1～9/11	333,181
2	大森南五丁目3番ほか	境界調査	8/1～10/30	2,183,040
3	東蒲田一丁目11番先外	境界調査	8/2/～11/21	1,893,582
4	大森西三丁目29番先	境界確認	8/3～10/18	1,297,183
5	久が原四丁目10番先外	境界調査	8/3～1/16	1,657,383
6	南久が原二丁目31番先	復元測量、土地表題登記	8/8～9/15	320,278
7	西蒲田七丁目57番5	境界確認・復元測量	8/8～10/31	517,788
8	矢口一丁目3番ほか	境界調査	8/10～1/24	1,418,451
9	北千束一丁目34番ほか	境界調査	8/10～1/26	1,687,637
10	南千束二丁目2番ほか	境界調査	8/21～2/28	1,661,990
11	山王三丁目45番から山王四丁目19番先	境界調査	8/22～11/28	961,292
12	蒲田三丁目22番	復元測量、境界確認	12/18～3/28	630,985
13	大森西三丁目26番先	分筆、表題登記	1/4～2/7	166,249
14	山王三丁目39番先	境界調査	1/4～2/28	627,123

	測量箇所	委託内容	工期	金額(単位：円)
15	南千束二丁目 2 番ほか	金属標設置、境界標石設置	3/1～3/23	156,423
16	田園調布二丁目 31 番	金属標設置	3/1～3/23	195,231

(意見 No. 3)

境界測量の予算は 16,200,000 円、執行額は 15,707,816 円であり、執行率は 97.0%である。

工期が 8 月開始の測量が多く、この時期に予算の大半が費消されている。測量要請がきているものの、予算の関係上、次年度以降に回しているケースもあることから、予算編成の際に、境界測量のニーズを把握し、予算を弾力的に編成していくことが必要であると考えられる。

2) 明示測量

明示測量は平成 29 年度において次の表のとおり 19 か所で測量が行われている。

	測量箇所	委託内容	工期	金額(単位：円)
1	中馬込三丁目 19 番地先	現況測量、調査図製工	8/1～8/25	469,359
2	大森西三丁目 20 番地先外 6 箇所	調査図製工	8/1～8/31	777,598
3	萩中二丁目 6 番ほか	境界標設置工	8/1～8/24	267,849
4	仲六郷四丁目 20 番ほか	区域線調査	8/2～10/30	2,747,977
5	田園調布五丁目 13 番地先	明示測量、基準点測量	8/3～9/7	306,311
6	南千束三丁目 17 番先	明示測量	8/4～9/29	475,842
7	西糀谷二丁目 1 番ほか	基準点測量	8/4～9/22	750,481
8	大森西一丁目 1 番先	区域線調査	8/7～9/6	565,978
9	仲六郷二丁目 41 番先	明示測量	8/7～9/29	151,653
10	西六郷四丁目 23 番外	基準点測量	8/7～12/22	1,077,643
11	東蒲田二丁目 17 番から北糀谷二丁目 10 番先	現況測量、明示測量	8/29～12/25	608,725
12	東嶺町 1 番先ほか	調整計算図補正	9/5～2/28	2,023,114
13	西糀谷二丁目 1 番ほか	区域線調査	11/20～3/23	1,580,682
14	下丸子一丁目 7 番ほか	区域線調査	11/27～2/22	1,692,874

	測量箇所	委託内容	工期	金額(単位：円)
15	南馬込六丁目 16 番から 26 番先	調整計算図補正	12/14～3/12	818,949
16	東六郷一丁目 13 番 10 ほか	明示測量、調査図製工	12/20～3/12	350,344
17	南雪谷五丁目 10 番先	明示測量	1/11～3/12	203,446
18	山王四丁目 32 番先	境界標設置工（撤去）	3/6～3/26	39,046
19	羽田六丁目 3 番地先	境界標設置工	3/19～3/29	89,724

明示測量は予算 16,100,000 円、執行額 14,997,595 円であり、執行率は 93.2% である。

(指摘事項なし)

明示測量については、明示測量委託契約書、単価契約に沿った年度単価契約指示標を閲覧し、契約内容、成果物としての境界調査図等を確認したが、特に問題となる事項はない。

3. 道路台帳整備事業

(1) 概要

道路台帳整備事業では主に次の 2 つの事業を行っている。

1) 道路台帳の調製・保管

道路管理者は道路管理事務を円滑に行い、道路の現況を的確に把握するため、「道路法第 28 条」により、道路台帳の調製・保管が義務づけられている。

道路法第 28 条

道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

区では平成 3 年から現在の道路台帳現況平面図を整備しており、平成 29 年度末で約 94%が整備済みとなっている。道路台帳は平成 31 年度末まで区内の全ての道路について整備される予定となっている。

道路台帳の図面データは道路管理支援システムを搭載した端末を区の窓口配置し、モニターを閲覧しながら対面で説明し、販売している。

道路台帳は道路法施行規則第 4 条の 2 によれば次のような調書及び図面を持

って組成しなければならない。

道路法施行規則第4条の2

道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

- 2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。
- 3 調書には、道路につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。
 - 一 道路の種類
 - 二 路線名
 - 三 路線の指定又は認定の年月日
 - 四 路線の起点及び終点
 - 五 路線の主要な経過地
 - 六 供用開始の区間及び年月日
 - 七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
 - 八 道路の敷地の面積及びその内訳
 - 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
 - 十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
 - 十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
 - 十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
 - 十三 軌道その他主要な占用物件の概要
 - 十四 道路一体建物の概要
 - 十五 協定利便施設の概要
- 4 図面は、道路につき、少なくとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。
 - 一 道路の区域の境界線
 - 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
 - 三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
 - 四 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
 - 五 縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
 - 六 路面の種類
 - 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
 - 八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により

- 最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう。)
- 九 道路元標その他主要な道路の附属物
 - 十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
 - 十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
 - 十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なもの種類及び路線名
 - 十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
 - 十四 軌道その他主要な占用物件
 - 十五 道路一体建物
 - 十六 協定利便施設
 - 十七 調整の年月日

2) 基準点の管理

平成 16 年度から平成 18 年度に国土交通省が、都市部の地籍調査を推進するための基礎的データを整備することを目的として都市再生街区基本調査が行われた。

(2) 歳出内容

道路台帳整備事業の平成 29 年度の歳出内容は次の表のとおりである。

(単位：円)

	予算現額	支出済額	不用額	執行率
一般需用費	37,000	16,856	20,144	45.56%
委託料	137,094,000	124,561,231	12,532,768	90.86%
使用料及び賃借料	5,035,000	5,000,616	34,384	99.32%
計	142,166,000	129,578,704	12,587,296	91.15%

道路台帳整備事業は次に述べる地籍調査事業と同時に行える箇所については事業の効率性の観点から同時に行われている。

(3) 監査の結果

1) 道路管理台帳の整備

道路管理台帳は、道路法第 28 条により調整・保管が義務づけられており、本来全ての道路の管理台帳が整備されている必要がある。

(意見 No. 4)

道路管理台帳の現状の整備率は大田区内で約94%の整備率である。平成31年度末までに全て整備される予定ではあるものの、より早く整備する必要があると考えられる。

2) 平成29年度の委託契約の執行状況

道路台帳整備事業は次に述べる地籍調査事業と同時に行える箇所については事業の効率性の観点から同時に行われている。

平成29年度の委託契約の執行状況は次の表のとおりである。

箇所	予算額	契約金額	差額	事業者
大森西五丁目の一部	3,446,800	2,976,850	46,9950	* (株)協立コンサルタンツ
南蒲田一丁目及び南蒲田二丁目の一部	5,238,000	4,685,036	552,964	* (株)タハラ測量
北糀谷二丁目	2,154,600	2,363,040	208,440	* 大同情報技術(株) 大田支店
羽田六丁目の一部	2,250,720	2,432,738	182,018	* (株)協立コンサルタンツ
大森東一丁目	16,886,880	15,336,000	1,550,880	(株)国土開発センター
大森東二丁目	15,343,560	13,824,000	1,519,560	(株)コンサルタンツ光和
大森東三丁目	14,277,600	12,960,000	1,317,600	(株)日測 大田営業所
大森中一丁目	10,089,360	9,288,000	801,360	(株)中庭測量コンサルタント
大森中二丁目	11,831,400	10,800,000	1,031,400	大同情報技術(株) 大田支店
大森西六丁目	11,676,960	10,713,600	963,360	(株)ヤチホ 東京営業所
大森西四丁目の一部	9,362,520	8,532,000	830,520	(株)八州 東京支社
蒲田二丁目の一部、西糀谷一丁目及び四丁目の各一部	14,927,760	12,420,000	2,507,760	岩丸興業(株)
京急行電鉄本線付属街路第2号線及び第4号線並びに大田区画街路3号線、京急蒲田東口広場	13,602,600	12,636,000	966,600	日測

*:地籍調査事業と同時に実施

(指摘事項なし)

上記委託契約に対し、起工書、委託設計書、仕様書、契約書、請求書、完了届、検査証等を閲覧したが、特に問題となる事項はなかった。

4. 地籍調査事業

(1) 概要

地籍調査は土地の戸籍調査とも言われており、登記されている土地の所有者、地番、地目を調査し、境界位置等を測量する調査である。当該調査は国土調査法に基づき、区が行っている事業である。国土調査法では次のように国土調査が定められている。

国土調査法第1条

(目的)

この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

地籍調査では一筆ごとの土地について、その所在・地番・地目の調査を行い、登記簿に記載された所有者に関する確認、境界及び地籍の測量を行う。その結果に基づき地籍図と地籍簿を作成する。

地籍調査には通常の地籍調査と官民境界等先行調査がある。通常の地籍調査とは、官有地と民有地の境界に加え、民有地間の境界についても同時に調査・測量を行うものである。全ての境界が明らかになるものの、調査に時間を有し、一定の範囲の調査しか進まないことから、現在、区の地籍調査はほとんど、官有地と民有地の境界のみを先行して調査する官民境界等先行調査が行われている。

地籍調査の事業経費については、調査に係る費用の1/2を国が負担し、残りの1/2を都と区が均等に負担している。

区では官民境界等先行調査を2年かけて行っており、1年度目に公図・地籍測量図・土地境界図等の資料や現地の境界石、道路の状況を基に測量及び境界検討を行い、2年度目に土地所有者との立会を行っている。

この地籍調査により、最終的に登記所の土地登記簿は地籍簿に基づき修正され、地籍図は公図に代わり不動産登記法第14条第1項の地図として備えられる。

「東京都の国土調査」によれば、地籍調査を行うことにより、次のような効用が期待できる。

①土地の売買又は相続等により分合筆登記が必要になるときは、登記所に地籍調査で確認した記録が保存されているため、土地取引の手続が円滑に進む。

また、地籍調査の成果を現地復元することにより、境界確認行為をスムーズに進めることができる。

②行政機関が用地取得のため用地測量を行う場合、地権者との境界確認や同意に多大な労力と時間を要するが、地籍調査が完了していると、用地測量に伴う境界確認作業を軽減することが可能となる。

また、地権者との折衝業務を速やかに進めることができると期待される。

③地籍調査を行うことにより、道路・河川・水路等の公共物の境界が明確になるため各種公共物の台帳整備を推進することができる。

④地震・津波等の広範囲の災害で地形が変形した場合、復旧に相当な時間が必要になるが、地籍調査では基準点及び一筆ごとの境界点を世界測地系の座標で決定していることから、地形が変形しても災害で影響のない基準点を利用して当該部の境界点を復元することができることから、迅速な災害復旧が可能となる。

(2) 歳出内容

地籍調査事業の平成29年度の歳出内容は次の表のとおりである。

(単位：円)

	予算現額	支出済額	不用額	執行率
普通旅費	108,000	60,351	47,649	55.88%
一般需用費	2,521,592	2,446,266	75,326	97.01%
役務費	17,000	16,400	600	96.47%
委託料	30,776,000	26,454,736	4,321,264	85.96%
備品購入費	348,408	348,408	0	100.00%
負担金、補助及び交付金	79,000	61,000	18,000	77.22%
計	33,850,000	29,387,161	4,462,839	86.82%

地籍調査事業は道路台帳整備事業と同時に行える箇所については、効率性の観点から道路台帳整備事業と同時に行われている。

(3) 監査の結果

1) 地籍調査の進捗率

平成 29 年度の大田区の調査面積は 0.23 km²であり、年度別の累計調査面積は 5.48 km²となり、大田区全域面積 60.75 km²から公有水面（川、運河等）の面積を除いた調査対象面積 56.91 km²の 9.6%の進捗率である。

東京都地籍調査実施状況によれば平成 29 年 3 月現在の大田区を除いた各区の調査対象面積及び進捗率は次の表のとおりである。

	地籍調査実施面積 (km ²)	調査対象面積 (km ²)	進捗率
千代田区	1.04	10.64	9.8%
中央区	0.70	8.26	8.5%
港区	0.54	19.91	2.7%
新宿区	2.75	18.23	15.1%
文京区	0.55	11.25	4.9%
台東区	1.45	9.97	14.5%
墨田区	5.57	12.50	44.6%
江東区	1.46	38.99	3.7%
品川区	1.38	22.59	6.1%
目黒区	0.66	14.70	4.5%
世田谷区	9.11	56.76	16.1%
渋谷区	0.18	15.08	1.2%
中野区	0.95	15.50	6.1%
杉並区	12.23	33.75	36.2%
豊島区	0.49	13.01	3.8%
北区	1.08	16.85	6.4%
荒川区	0.08	9.70	0.8%
板橋区	2.42	30.39	8.0%
練馬区	1.39	47.95	2.9%
足立区	1.35	49.16	2.7%
葛飾区	8.83	30.25	29.2%
江戸川区	2.67	41.19	6.5%
23 区計	62.63	579.79	10.8%

(意見 No. 5)

大田区の進捗率は 23 区平均を下回っており、年度別調査面積の平均は 0.45

km²であることから、このままの進捗率でいくと地籍調査完了までに約 114 年程度かかる計算になる。

地籍調査が完了したところには、様々な効用があることから、年度別調査面積を増加させ、よりスピードを持って地籍調査を行うことが必要であると考えられる。

2) 平成 29 年度の委託契約の執行状況

平成 29 年度の委託契約の執行状況は次の表のとおりである。

箇所	予算額	契約金額	差額	事業者
大森西五丁目の一部	5,157,000	5,231,150	74,150	(株)協立コンサルタンツ
南蒲田一丁目及び南蒲田二丁目の一部	8,520,120	8,490,964	29,156	(株)タハラ測量
北糀谷二丁目	5,623,560	4,840,560	783,000	大同情報技術(株) 大田支店
羽田六丁目の一部	8,474,760	7,557,262	917,498	(株)協立コンサルタンツ

いずれも道路台帳整備事業と同時に行われている。

(指摘事項なし)

上記委託契約に対し、起工書、委託設計書、仕様書、契約書、請求書、完了届、検査証等を閲覧したが、特に問題となる事項はなかった。

3) 地籍調査推移表

東京都都市整備局が発刊している「東京都の国土調査 平成 29 年度」には東京都の各市区町村について都市再生地籍調査事業と東京都地籍調査実施状況についてその実績値を公表している。

今回、区から提出された地籍調査推移表と当該地籍調査実施状況を照合したところ、調査対象面積、数字が整合していなかった。

- ・地籍調査推移表における調査対象面積 56.91 km²
- ・東京都地籍調査実施状況における調査対象面積 53.16 km²

(指摘 No. 2)

地籍調査推移表の調査対象面積について、区の面積が埋立等で増加したことや、調査対象地区を見直したことにより調査対象面積が変更されていた。

しかし「東京都の国土調査 平成 29 年度」にはまだ反映していない状態であるため、数字が整合していない。

そのため、「東京都の国土調査」に反映する必要があると考えられる。

5. 違反看板、不法広告物除去事業

(1) 概要

大田区においては違反屋外広告物撤去事業を行っており、その撤去作業は全て委託で行われている。違反看板等の撤去作業は屋外広告物法第 7 条第 3 項及び第 4 項に基づいて行われている。

屋外広告物法

(違反に対する措置)

第 7 条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条から第 6 条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第 3 条から第 5 条までの規定の基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗

又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第 1 号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合において当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

違反屋外広告物撤去作業の委託は大田区を大森地区、蒲田地区、調布地区、糎谷・羽田地区の 4 つの地区に分け、当該地区毎に委託業者を選定し、行っている。

(2) 監査の結果

1) 違反屋外広告物撤去作業委託ファイルの保存

違反屋外広告物撤去作業委託について、各地域基盤整備課（第一課、第二課）で各地区毎（大森、調布、蒲田、糎谷・羽田）にその年度の契約から作業報告書、請求書、支出命令書までの資料を 1 冊のファイルに綴りまとめている。

(指摘 No. 3)

今回、監査にあたり、過去 3 年度分（平成 27 年度から平成 29 年度）の資料を要請したところ、地域基盤整備第二課の蒲田地区の平成 27 年度の違反屋外広告物撤去作業委託に係るファイルが見当たらず、提出がなされなかった。

当該ファイルの保存年限は「財務関係・その他文書・部長決定文書」の保存年限に則り、3 年であることから、本来保存しておくべき書類である。

そのため当該ファイルについては、今後 3 年は保存しておくことが必要である。

2) 違反屋外広告物撤去作業委託の契約状況

違反屋外広告物撤去作業委託の契約は各地区、全てにおいて単価契約である。

違反屋外広告物撤去作業委託の各地区の過去 3 年間の契約金額、業者名等は次の表のとおりである。なお契約は各地区とも指名競争入札により、最も単価が低い業者に決定されている。

・大森地区

年度	業者名	契約単価（円）	日数（日）	契約時推定総額
27	(株)仲榮産業	29,000	132	4,561,920
28	(株)仲榮産業	32,000	132	4,561,920
29	(株)仲榮産業	33,000 (休日は38,000)	131 (平日76、休日55)	4,965,840

・調布地区

年度	業者名	契約単価（円）	日数（日）	契約時推定総額
27	(株)サキュレ	33,000(土は31,000)	112 (平日88、土曜24)	3,939,840
28	(株)サキュレ	29,400	112	3,556,224
29	(株)サキュレ	32,500 (休日は32,500)	108 (平日78、休日30)	3,709,800

・蒲田地区

年度	業者名	契約単価（円）	日数（日）	契約時推定総額
27	資料がないため不明			
28	(株)仲榮産業	32,000	124	4,285,440
29	(株)仲榮産業	33,000	89	3,171,960

・糺谷・羽田地区

年度	業者名	契約単価（円）	日数（日）	契約時推定総額
27	(株)大龍金属	30,000	50	1,620,000
28	(株)大龍金属	32,000	50	1,728,000
29	(株)大龍金属	33,000	35	1,247,400

(指摘 No. 4)

平成 27 年度の大森地区の契約時推定総額（契約決定通知に記載されている）は 4,561,920 円となっているが、契約単価 29,000 円、契約日数 132 日であることから契約時推定総額は 4,134,240 円である。

(意見 No. 6)

各地区とも過去 3 年間（蒲田地区は平成 27 年度が不明のため 2 年間）同じ業者となっている。

各地区の平成 29 年度の開札結果は次のとおりである。

・大森地区

開札結果

1. (株)伸榮産業	4,750,000 円
2. (株)ムーバル	4,970,000 円
3. (株)大龍金属	6,825,000 円
4. (株)サキュレ	7,205,000 円
5. 長久保造園土木(株)	7,267,200 円
6. 大森興産(株)	無効

上記結果から(株)伸榮産業が落札している。

大森地区は、単価に予定日数を乗じた見積金額で入札が行われている。大森興産(株)は単価のみで応札したため、無効となった。

・調布地区

開札結果

1. (株)サキュレ	3,402,000 円
2. (株)ムーバル	3,435,000 円
3. (株)ケイエスアイ	5,508,000 円
4. 香部興業(株)	5,508,000 円
5. 醍醐総業(株)	6,144,000 円
6. 大森造園建設(株)	6,630,000 円

調布地区も、単価に予定日数を乗じた見積金額で入札が行われている。

上記結果から、(株)サキュレが落札している。

・蒲田地区

開札結果

	第 1 回入札	第 2 回入札
1. (株)伸榮産業	35,000 円	33,000 円
2. 醍醐総業(株)	54,900 円	34,000 円
3. (株)錦花園	59,800 円	辞退
4. (株)大龍金属	55,000 円	無効
5. (株)サキュレ	55,000 円	不参加
6. (有)徳山産業	50,000 円	不参加

蒲田地区は単価での入札であり、(株)伸榮産業が落札している。

・糺谷・羽田地区

開札結果

	第 1 回入札	第 2 回入札
1. (株)大龍金属	40,000 円	33,000 円
2. 伸榮産業(株)	52,000 円	36,000 円
3. (株)錦花園	59,800 円	辞退
4. (有)清水商会	53,500 円	辞退
5. (株)西商店	63,000 円	不参加

糺谷・羽田地区も単価での入札であり、(株)大龍金属が落札している。

どの地区においても落札業者は前年も落札した業者である。落札できなかった業者の中には他の地区で落札している業者もあることから、予定価格の存在からそもそもどの程度の契約金額又は単価であれば落札できるのかをすることは容易であると思われるのに、落札業者とその次の金額の入札業者以外は落札金額とかなり開きがあるのは不自然である。

これらのことから競争入札が有効に機能していない可能性が考えられる。そのため、指名する業者の選定方法を変更する等の措置を講ずることを検討する必要あると考えられる。

3) 違反屋外広告物違反に対する処置

① 業者への指導

違反屋外広告物は、東京都屋外広告物条例第 6 条第 10 号に違反する行為である。

東京都屋外広告物条例

(禁止区域)

第 6 条 次に掲げる地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

十 道路、鉄道及び軌道の路線用地。

違反屋外広告物を設置した業者に対して、大田区では都市基盤整備部内各課で次のような措置を講じている。

- ・地域基盤整備第一課
口頭（電話）で指導しているが、記録はない。
- ・地域基盤整備第二課
口頭（電話）で指導しており、その履歴を指導履歴一覧として保存している。

（意見 No. 7）

都市基盤整備部内各課で、指導履歴の記録への対応が異なっている。指導履歴は一覧として書面でまとめている方が、今後の対応がより容易になることから、業者への指導履歴はその履歴を書面として保存することに統一するべきであると考えられる。

②業者への罰則

東京都屋外広告物条例第 6 条に違反した場合には、同条例第 71 条によれば過料に処することができる。

東京都屋外広告物条例

（過料）

第 71 条 次の各号の一に該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

一 第 6 条第十号に掲げる地域及び当該地域に設置された物件にはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した広告物の表示者等

（意見 No. 8）

過去、東京都屋外広告物条例に違反したとして過料に処されたケースはない。しかし、頻繁に違反屋外広告物を設置し、指導したとしても対処しない業者や、連絡がつかない業者に対しては、今後、氏名等の公表や過料に処することも検討すべきである。

氏名等の公表や過料に処されるケースがあれば、違反屋外広告物の減少効果、ひいては違反屋外広告物撤去作業委託費の軽減につながることも期待できると考えられる。

4) 違反屋外広告物撤去作業委託回数

違反屋外広告物撤去作業の各地区の各月の撤去作業回数、撤去枚数の推移は次の表のとおりである。

なお、平均撤去枚数（枚/回）は小数点以下第2位切捨てである。

・大森地区

平成29年度

	撤去回数（回）	撤去枚数（枚）	平均撤去枚数（枚/回）
4月	12	1,249	104.0
5月	13	1,543	118.6
6月	8	1,053	131.6
7月	9	1,234	137.1
8月	14	1,394	99.5
9月	12	1,886	157.1
10月	10	1,310	131.0
11月	12	2,111	175.9
12月	12	1,522	126.8
1月	12	1,536	128.0
2月	8	2,083	260.3
3月	9	1,145	127.2
合計	131	180,66	137.9

平成28年度

	撤去回数（回）	撤去枚数（枚）	平均撤去枚数（枚/回）
4月	12	1,658	138.1
5月	13	971	74.6
6月	9	1,222	135.7
7月	10	1,581	158.1
8月	13	1,633	125.6
9月	13	1,814	139.5
10月	10	1,616	161.6
11月	12	1,897	158.0
12月	12	1,648	137.3
1月	11	1,781	161.9
2月	8	1,400	175.0
3月	9	1,486	165.1
合計	132	18,707	141.7

平成 27 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	12	1,967	163.9
5 月	15	2,181	145.4
6 月	8	1,249	156.1
7 月	8	1,481	185.1
8 月	13	1,726	132.7
9 月	13	2,295	176.5
10 月	9	1,454	161.5
11 月	12	2,078	173.1
12 月	12	2,403	200.2
1 月	12	1,659	138.2
2 月	8	1,570	196.2
3 月	*-	-	-
合計	132	20,063	151.9

*3 月は作業報告書がファイルされていなかった。

大森地区は平均撤去枚数が、平成 27 年度の 151.9 枚/回から平成 29 年度の 137.9 枚/回へと減少傾向である。

・調布地区

平成 29 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	11	475	43.1
5 月	8	627	78.3
6 月	8	655	81.8
7 月	8	692	86.5
8 月	8	567	70.8
9 月	10	651	65.1
10 月	10	564	56.4
11 月	7	420	60.0
12 月	12	394	32.8
1 月	7	393	56.1
2 月	8	574	71.7
3 月	11	320	29.0
合計	108	6,332	58.6

平成 28 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	12	694	57.8
5 月	8	367	45.8
6 月	8	251	31.3
7 月	8	283	35.3
8 月	8	256	32.0
9 月	10	629	62.9
10 月	10	732	73.2
11 月	8	460	57.5
12 月	12	557	46.4
1 月	8	459	57.3
2 月	8	516	64.5
3 月	12	614	51.1
合計	112	5,818	51.9

平成 27 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	8	281	35.1
5 月	10	666	66.6
6 月	10	625	62.5
7 月	-	-	-
8 月	10	395	39.5
9 月	9	533	59.2
10 月	8	690	86.2
11 月	8	572	71.5
12 月	12	1,177	98.0
1 月	8	847	105.8
2 月	8	716	89.5
3 月	-	-	-
合計	112	6,502	70.7

調布地区の撤去枚数は過去 3 年間でほぼ横ばいであるが、作業回数の多い 12 月の撤去枚数が減少傾向である。

・蒲田地区
平成 29 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	8	781	97.6
5 月	8	1,003	125.3
6 月	8	1,104	138.0
7 月	8	798	99.7
8 月	7	579	82.7
9 月	7	734	104.8
10 月	7	1,219	174.1
11 月	7	878	125.4
12 月	8	1,297	162.1
1 月	7	976	139.4
2 月	7	700	100.0
3 月	7	546	78.0
合計	89	10,615	119.2

平成 28 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	11	838	76.1
5 月	11	1,164	105.8
6 月	11	853	77.5
7 月	11	781	71.0
8 月	10	891	89.1
9 月	10	1,433	143.3
10 月	10	1,305	130.5
11 月	10	1,214	121.4
12 月	10	1,077	107.7
1 月	10	1,100	110.0
2 月	10	1,188	118.8
3 月	10	1,315	131.5
合計	124	13,159	106.1

平成 27 年度

平成 27 年度は、作業報告書のファイルがない。

蒲田地区では作業回数を平成 29 年度は 89 回と平成 28 年度の 124 回に比し減らしているが、平均撤去枚数は 106.1 枚/回から 119.2 枚/回と増加している。

・糞谷・羽田地区

平成 29 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	3	331	110.3
5 月	3	182	60.6
6 月	3	323	107.6
7 月	3	419	139.6
8 月	3	330	110.0
9 月	3	488	162.6
10 月	3	259	86.3
11 月	3	360	120.0
12 月	2	192	96.0
1 月	3	247	82.3
2 月	3	394	131.3
3 月	3	642	214.0
合計	35	4,167	119.0

平成 28 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	4	233	58.2
5 月	5	481	96.3
6 月	4	218	54.5
7 月	4	293	73.2
8 月	5	326	65.2
9 月	4	214	53.5
10 月	3	98	32.6
11 月	4	240	60.0
12 月	4	279	69.7

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
1 月	5	299	59.8
2 月	4	265	66.2
3 月	4	73	18.2
合計	50	3,019	60.3

平成 27 年度

	撤去回数 (回)	撤去枚数 (枚)	平均撤去枚数 (枚/回)
4 月	4	395	98.7
5 月	4	533	133.2
6 月	4	291	72.7
7 月	4	510	127.5
8 月	5	526	105.2
9 月	4	343	85.7
10 月	3	219	73.0
11 月	5	929	185.8
12 月	4	364	91.0
1 月	4	183	45.7
2 月	5	414	82.8
3 月	4	213	53.2
合計	50	4,920	98.4

糀谷・羽田地区において、平成 29 年度は平成 27、28 年度に比して撤去作業回数を 50 回から 35 回に減らしているが、平均撤去回数¹は 119.0 枚/回と過去 2 年に比して増加している。

(指摘 No. 5)

大森地区の平成 27 年度の 3 月分の作業報告書、調布地区の平成 27 年度の 7 月と 3 月分の作業報告書及び蒲田地区の平成 27 年度の作業報告書が保存されていなかった。保存年限内の書類については、所定のファイルに保存しておくことが必要である。

(意見 No. 9)

調布地区の撤去作業枚数は 1 回の作業当りで平均して 100 枚を超えることがない。他の地区（大森、蒲田、糀谷・羽田）では平均して 100 枚を超えている

ことから、業務の効率性の観点から撤去作業回数を減少させることを検討することが必要であると考えられる。

(意見 No. 10)

違反看板等の撤去作業は契約時に作成された撤去計画表により定められた地区をくまなく作業車で移動し、業務時間（午前 9 時～午後 4 時 30 分）内に撤去作業を行うものである。

今回の撤去作業報告書の分析では、各地区の更に区分された撤去計画地区毎の分析は行っていないが、こうした分析を大田区で行うことにより、より効率的に撤去枚数を増加させることができると考えられる。

5) 違反看板等の定義

都市基盤整備部事業概要によれば、違反看板等の平成 24 年度から平成 29 年度までの撤去枚数の推移は次の表のとおりである。

違反看板等の撤去（屋外広告物法第 7 条第 3 項第 4 項に基づく除去枚数）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
はり紙	50,785 枚	55,158 枚	51,050 枚	47,871 枚	36,090 枚	35,786 枚
はり札	7 枚	1,640 枚	1 枚	1,408 枚	4,180 枚	3,531 枚
広告旗	66 枚	1 枚	1 枚	0 枚	0 枚	0 枚
立看板	1,457 枚	63 枚	20 枚	0 枚	0 枚	0 枚
合計	52,315 枚	56,862 枚	51,072 枚	49,279 件	40,270 枚	39,317 枚

違反看板等の撤去枚数は減少傾向にあるが、その一方ではり紙の推移にし、はり札の推移が平成 24, 26 年度は一桁であるのに対し、平成 28, 29 年度は 3,000 枚以上と極端に増減している。

(意見 No. 11)

はり札の推移が極端に変動している原因は大田区において、はり紙とはり札の定義が明確でないためである。

平成 28, 29 年度の撤去広告物報告書では蒲田地区の報告書ではり紙とはり札を区分して報告しているものの、その他の地区ではり紙としてのみ計上されているためである。

はり紙とはり札の明確な区別がないのであれば、敢えてこの二つを区分けして集計する必要はないと考えられることから、はり紙として今後は集計するこ

とも検討するべきと考えられる。

また今後もはり紙とはり札を区別して集計するのであれば、はり紙とはり札の定義をする必要があると考えられる。また広告旗、立看板についても定義がされていないことから、これらも定義付けする必要があると考えられる。この点、例えば目黒区であれば違反広告物を次のように定義しているので、参考にされたい。

・はり紙

紙等に印刷又は手書きされた広告物を直接、又は厚紙等に貼り付けて、電柱・街路樹・交通標識等（以下「工作物等」という。）に取り付けられたものをいいます。なお、チラシを入れた封筒等の袋状の物を工作物等に貼り付けられたものも「はり紙」として扱います。

・はり札

ベニア板、プラスチック板等に紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取付けられているものをいいます。

・広告旗

「のぼり旗」や「桃太郎旗」と呼ばれ、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取付けられている広告用の旗をいいます。

・立看板

木わくに紙や布等を張った物、ベニア板、プラスチック板等に紙を張り付けた広告物、若しくは直接塗装、印刷した広告物で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取付けられているものをいいます。なお、「カラーコーン」に「はり紙」を取付けた広告物も「立看板」として取り扱います。ただし、その材質が金属枠のもの又は野立て看板のように土地に固定された状態で立てられているものは除きます。

6) 撤去作業報告書

撤去作業報告書には次の事項が記載されている。

- ・実施区域、実施日、責任者、撤去数（種類ごと）、その内訳

撤去作業報告書の内訳について、大森地区の内訳は、はり紙の地区毎の枚数、はり札・広告旗・立看板等の内訳として、回収場所の記載欄があるものの、その他の地区では内訳には、除却時間、場所、広告主氏名、枚数、種類、電話番号、備考欄の記載がある。

(意見 No. 12)

大森地区では、枚数のみの記載であるため、広告主やその電話番号の記載がないため、違反業者に対する指導を行うことができない。

そのため大森地区の撤去作業報告書にも他の地区のように内訳に、除却時間、場所、広告主氏名、枚数、種類、電話番号、備考欄等を記載し、撤去作業報告書の形式を統一することが必要であると考えられる。

7) 区職員による撤去作業

基本的に違反屋外広告物作業は委託していることから、区職員が直接当該業務を行うことはない。

しかし区職員が道路監察業務を行う過程で、違反屋外広告物の撤去を行うことがある。

地域基盤整備第一課（大森地区、調布地区）、第二課（蒲田地区、糀谷・羽田地区）において区職員が撤去した違反屋外広告物は次の表のとおりである。

・地域基盤整備第一課

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
はり紙	20	101	175	69	112	111	130	148	29	78	47	0	1,020
はり札	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立看板	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
計	22	104	176	69	112	111	130	148	29	78	47	0	1,026

・地域基盤整備第二課

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
はり紙	0	6	31	179	0	0	0	11	0	0	0	0	227
はり札	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立看板	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	53
計	0	6	31	179	0	0	0	11	0	0	0	53	280

(意見 No. 13)

地域基盤整備第一課、第二課のみの集計であり、各課の各地区ごとの集計表は作成されていない。

違反屋外広告物撤去作業委託が各課の各地区ごとであり、集計作業を効率的に行い、分析に役立てるためには、作業委託の集計表に合わせ、各地区ごとの集計表を作成することが必要であると考えられる。

6. 道路橋梁管理事務費

(1) 概要

道路橋梁管理事務費の平成 29 年度の予算の詳細は次の表のとおりである。

(単位：円)

	予算現額	支出済額	不用額	執行率
報酬	107,000	0	107,000	0.00%
報償費	5,000	0	5,000	0.00%
特別旅費	20,000	0	20,000	0.00%
一般需用費	1,644,000	1,220,840	423,160	74.26%
役務費	131,000	118,452	12,548	90.42%
委託料	156,000	0	156,000	0.00%
使用料及び賃借料	222,000	221,616	384	99.83%
負担金、補助及び交付金	6,909,000	6,909,000	0	100.00%
道路橋梁管理事務費計	9,194,000	8,469,908	724,092	92.12%

道路橋梁管理事務費の大半は負担金、補助金及び交付金であるが、これは道路管理センターに対する負担金である。

(2) 道路管理センター負担金

一般財団法人道路管理センター（以下、「道路管理センター」）が運営する道路管理システム運用に要する経費及び東京支部に係る運営経費を道路管理システムの参加者が道路管理センター負担金として支出している。

1) 道路管理センターの概要

道路管理センターは、都市活動や区民生活を支える通信、電力、ガス、上下水道等の公益性の高い事業の施設を収容する道路空間の管理業務の効率化を支援するために、GIS（地理情報システム）を利用した道路管理システムを開発、

運用している。

道路管理センターの主な業務は次のとおりである。

- ①道路空間の利用の実態及びその適正化に資する調査研究
- ②道路占用物件の管理のシステム化、合理化及び高度化に資する調査研究
- ③道路占用管理システムの技術開発及び標準化
- ④道路占用物件の現況のデータ及びこれに必要な道路の現況のデータの収集、分析、加工及び提供
- ⑤道路占用管理システムの管理
- ⑥道路空間の利用を適正化するための啓発及び自主的民間活動の育成
- ⑦前各号に関する業務の委託

道路管理センター東京支部は昭和60年5月に設置され、平成3年6月から東京23区において、道路管理システムの運用を開始している。

道路管理システムの対象道路は次の表のとおりである。

平成24年4月現在

道路管理者	道路種別	道路延長
東京国道事務所（4出張所）	国道（指定区間）	162km
東京都（6建設事務所）	国道（指定区間外）、都道	894km
23区	区道	10,592km
計		11,648km

道路管理システムの参加者は計35団体で、システム参加者は次の表のとおりである。

平成25年12月現在

道路管理者（26）	東京国道事務所、東京都、23区、首都高速道路(株)
公営企業等（4）	東京都水道局、東京都下水道局、東京都交通局、東京地下鉄(株)
公益事業者（5）	東日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、Coltテクノロジーサービス(株)

2) 道路管理システムの機能と業務

道路管理システムは、道路の占用物件に関する各種情報 GIS を利用して総合的に管理し、通信回線等を通じて道路管理者や公益事業者へ情報を正確かつ迅速に提供するシステムである。

システムには地形、道路の地図情報と埋設物件の図形情報及び、諸施設の構造、管路の材質等の属性情報が入力されており、必要とする地点の情報の検索、更新を容易に行うことができる。また、特定の設備だけを表示したり、複数の

設備を重ねて表示することや、各種の統計、集計、任意縮尺での図面の出力を行う機能ももっている。

道路管理システムの業務としては、主に①道路占用許可申請業務、②道路工事調整業務、③道路・占用物件管理業務がある。これらの業務の内容は次のものである。

①道路占用許可申請業務

- ・ 占用工事等に必要道路に関する情報（道路の種類、歩車道等の幅員構成、舗装種別等）を容易に入手することができる。
- ・ 他の公益事業者の占用物件の情報（占用物件の種類、規模、埋設位置、時期等）を容易に入手でき、空スペースの把握、他物件への防護措置に必要性を的確に把握することができる。
- ・ 位置図、平面図、断面図等の必要な図面を容易に作成することができる。
- ・ 占用延長、占用料等の計算を自動的に行うことができる。
- ・ システム参加者とのオンライン接続により事務手続きが迅速化、省力化される。

②道路工事調整業務

- ・ 道路の堀削規制箇所的位置、期限等、工事計画の立案に必要な情報を容易に入手することができる。
- ・ 各事業者がそれぞれの工事計画を入力することにより、工事調整に必要な図面を自動的に作成することができ、工事の競合状況等を容易に把握することができる。
- ・ 広範な図面データが入力されているので、広域的な工事調整に活用することができる。
- ・ 既入力分の工事計画情報が保存されているので、追加、修正が容易にでき、計画変更による再調整等、工事計画のきめ細かい管理が可能となる。

③道路・占用物件管理業務

- ・ 必要な箇所の道路や電線共同溝、占用物件の情報を即座に検索することができる。
- ・ 占用物件の埋設位置確認等の間取りの調整、現地調査、試掘等の調査を大幅に減少させることができる。
- ・ 道路管理者別、公益事業者別等の占用物件等に関する各種の統計処理が容易になり、占用物件管理の簡便化、迅速化が図れる。
- ・ 図面に部分的な修正を加えて使用できるのでデータの更新が大幅に簡便化、

迅速化できる。

- ・道路、地形データをベースマップとして、設備管理システム等と共有化することにより、情報管理の連携を図ることができる。

(3) 監査の結果

・道路管理システム運営費負担金

平成 29 年度のシステム運営費負担金は道路管理センターからの今年度のシステム運営費負担金の通知により決定される。

システム運営費負担金は、道路管理センターにより次の表のとおり各システム参加者が負担する。

(単位：円)

区分	金額	備考
システム運営費負担金計	373,460,000	
道路管理者負担分計	186,725,000	運営経費の 50%
国土交通省	12,698,000	道路管理者負担分の 6.8%
東京都	53,966,000	道路管理者負担分の 28.9%
23 区	108,297,000	道路管理者負担分の 58.0% (区別内訳は別紙のとおり)
首都高速道路(株)	11,764,000	道路管理者負担分の 6.3%
公営企業者等	37,347,000	運営経費の 10%
東京都水道局	17,553,090	四者間で決定
東京都下水道局	17,553,090	
東京都交通局	746,940	
東京地下鉄(株)	1,493,880	
公益事業者	149,388,000	運営経費の 40%

別紙 (各区別)

(単位：円)

道路管理者	金額	備考
千代田区	8,216,000	道路管理者負担分の 4.4%
中央区	7,282,000	道路管理者負担分の 3.9%
港区	12,137,000	道路管理者負担分の 6.5%
新宿区	4,294,000	道路管理者負担分の 2.3%
文京区	1,867,000	道路管理者負担分の 1.0%

道路管理者	金額	備考
台東区	3,921,000	道路管理者負担分の2.1%
墨田区	3,174,000	道路管理者負担分の1.7%
江東区	4,108,000	道路管理者負担分の2.2%
品川区	3,361,000	道路管理者負担分の1.8%
目黒区	2,801,000	道路管理者負担分の1.5%
大田区	6,909,000	道路管理者負担分の3.7%
世田谷区	7,282,000	道路管理者負担分の3.9%
渋谷区	4,668,000	道路管理者負担分の2.5%
中野区	2,054,000	道路管理者負担分の1.1%
杉並区	3,547,000	道路管理者負担分の1.9%
豊島区	3,174,000	道路管理者負担分の1.7%
北区	2,801,000	道路管理者負担分の1.5%
荒川区	2,054,000	道路管理者負担分の1.1%
板橋区	4,668,000	道路管理者負担分の2.5%
練馬区	5,041,000	道路管理者負担分の2.7%
足立区	5,602,000	道路管理者負担分の3.0%
葛飾区	3,734,000	道路管理者負担分の2.0%
江戸川区	5,602,000	道路管理者負担分の3.0%
合計	108,297,000	

(指摘事項なし)

システム運営費負担金について、道路管理センターからの通知、請求書等を閲覧し、請求金額の妥当性を検証し確認したが、特に問題となる事項はない。